

「関連者間取引に係る書類の整理保存の特例の運用に当たっての基本的な考え方及び取扱いについて」の制定について（事務運営指針）

制定の趣旨

法人税法施行規則等の一部を改正する省令（令和 8 年財務省令第 18 号）により法人税法施行規則第 59 条の 2（《関連者間取引に係る書類の整理保存の特例》）及び第 67 条の 2（《関連者間取引に係る書類の整理保存の特例》）の規定が創設されたことに伴い、その適正な執行と納税者の事務負担の軽減とを両立させる観点から、運用上の基本的な考え方及び具体的な取扱いを整理し、その円滑な実施を図るため本事務運営指針を発遣するものです。

以上